

# 【概要版】景観計画の改定内容について

## <背景>

- ・平成27年3月に「関市景観計画」を策定し、景観形成の方針に沿って関市の自然、歴史、文化など特徴ある景観の保全を図ってきた
- ・策定から10年以上が経過し、各地域における景観まちづくりの取り組みの進展や新たな景観阻害要素への対応が求められている状況
- ・現況を踏まえ、地域固有の価値を活かした「関市らしい景観まちづくり」を更に推進するために「関市景観計画」を改定

## ■取組状況や課題

### ①名もなき池（通称：モネの池）の景観保全



名もなき池の状況

地元住民により除草や水質管理、鯉の寄贈など保全活動が実施されている。地域一帯で環境を守りつつ、観光客を迎え入れる体制が住民主導で行われている。

### ②市街地中心部の景観保全



関まちの起源や由来から町の変遷をさかのぼり、産業や文化と都市形成、まちの景観など幅広い視点で調査研究を実施し、企画展を開催。また、現在のまちに残る「歴史的景観」を巡るまち歩きイベントも実施した。

### ③太陽光発電設備による景観阻害

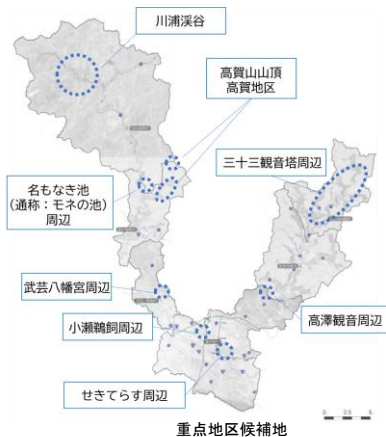


太陽光発電設備の設置例

太陽光発電設備の開発件数が増加する中、具体的な景観配慮事項の定めがない。将来の更新に備えて、景観計画の見直し等、事前の対策を講じる必要性あり。

## ■主な改訂内容

### 内容①：景観重点地区（候補地含む）の考え方や追加



重点地区候補地

#### (1) 名もなき池（通称：モネの池）重点地区候補地に追加

#### (2) 景観誘導エリアの導入

- ・重点的に景観形成を図る重点地区の運用に際し、景観誘導エリアを新たに設定し、地域住民の合意形成が図られた地区を重点地区に格上げをします。

#### (3) 市街地中心部の歴史的景観

- ・市街地中心部には、中世から残る街道や長大な短冊形地割、寺社等がみられ、地域住民の生活や生業から都市形成を物語る景観が残されています。「中世の街道」として、景観重要公共道路への指定も視野に位置づけしています。

重点地区の指定イメージ

### 内容②：太陽光発電設備※を届出対象行為に位置づけ

※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするもので規模1,000㎡以上のもの。（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）

| 届出対象行為 |                                                                          | 行為の制限                     |                           |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
|        |                                                                          | 項目                        | 内容                        |
| 建築物    | 大規模建築物の建築等<br>延床面積1,000㎡以上<br>もしくは<br>(関・武芸川地域)高さ15m以上<br>(その他地域)高さ12m以上 | 色彩                        | 外壁の色彩は、周辺と調和する色彩に配慮する。    |
|        | 鉄塔、煙突、広告塔の建設等<br>(関・武芸川地域)高さ15m以上<br>(その他地域)高さ12m以上                      | 色彩                        | 周辺と調和する色彩に配慮する。           |
| 工作物    | 太陽光発電設備※<br>規模1,000㎡以上                                                   | 配置<br>緑化<br>意匠・色彩<br>維持管理 | 配置・緑化・意匠・色彩・維持管理に関して配慮する。 |
| 開発行為等  | 開発行為<br>開発区域1,000㎡以上                                                     | 緑化                        | 緑地は、原則、敷地の道路沿いに設ける。       |

- ・太陽光発電設備に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準は、配置、緑化、意匠・色彩、維持管理の4項目で設定。